

後期高齢者医療制度の廃止に関する意見書の採択を求めることについて

要 旨

後期高齢者医療制度の実施により保険料の引き上げや年金からの天引き、保険料を払えない者からの保険証取り上げが行われるなど、高齢者の健康と暮らしに重大な影響が及ぼされている。同制度をすみやかに廃止し、もとの老人保健制度を復活させることのほか、国民が安心できる医療制度となるよう、各陳情項目の実現を求める。

理 由

年齢によって差別する世界に例のない後期高齢者医療制度が08年4月から実施されました。後期高齢者医療制度については、医療内容の低下や保険料の引き上げ、年金からの天引き、保険料を払えない高齢者は保険証を取り上げられるなど、高齢者の健康と暮らしに重大な影響を及ぼしており、同制度に対する怒りが広がっています。

もともと、同制度は自民・公明の連立政権のときに実施されたもので、当時民主党をはじめ4野党が一致して廃止することを国民に約束しました。

しかし、民主党政権は同制度の廃止を2013年まで先送りにし、保険料値上げを防ぐ手立ても取らず、二重の公約違反で、高齢者に痛みを押しつけています。また、8月末に厚生労働省が新たな高齢者医療制度の「中間とりまとめ」を発表しましたが、高齢者を国保に集めて「別勘定」の制度をつくるなど、国民が安心できる医療制度とはなっていません。

よって、後期高齢者医療制度をすみやかに廃止し、もとの老人保健制度を復活させ、将来の医療制度の設計については、いつでも、だれでも、どこでも平等に受けられる持続可能な医療制度を改めて作り直すことなど、下記についての意見書を採択し、政府へ提出されるよう要請いたします。

陳情項目

1. 後期高齢者医療制度をすみやかに廃止し、もとの老人保健制度にもどすこと。
2. 保険料の負担増が生じないように、国民健康保険への国庫負担金を増やすことなど、必要な財政措置を講ずること。
3. 70歳から74歳の高齢者の医療費窓口負担を原則1割にすること。
4. 国庫負担を増やし、75歳以上高齢者の医療費窓口負担をなくすこと。

平成22年11月26日

陳 情 者 秋田市中通7丁目2-21
全日本年金者組合秋田県本部
執行委員長 渡 部 雅 子
他1名

大仙市議会議長 児 玉 裕 一 様